

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	保有死者情報の開示・不開示の決定			
根拠 法令及び条項	蓮田市死者情報取扱規則第10条			
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第　号に該当） 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第　号に該当）			
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり			
	審査基準設定年月日	令和6年7月23日	審査基準最終変更年月日	年　月　日
	標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（請求があった日から30日以内（市の休日を含む。）） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第　号に該当）		
標準処理期間設定年月日	令和6年7月23日	標準処理期間最終変更年月日	年　月　日	
所管部署	総務部庶務課			
備考				

注　許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

蓮田市死者情報取扱規則に基づく処分に係る審査基準

蓮田市死者情報取扱規則（令和6年蓮田市規則第28号。以下「規則」という。）に基づき実施機関（規則第2条第1項の実施機関をいう。以下同じ。）が行う処分に係る蓮田市行政手続条例（平成9年蓮田市条例第11号）第5条第1項の審査基準は、次のとおりとする。

第1 開示決定等の審査基準

規則第10条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 開示する旨の決定（規則第10条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有死者情報に規則第6条に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有死者情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有死者情報を開示する必要があると認めるとき（規則第8条）。
- 2 開示しない旨の決定（規則第10条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有死者情報に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有死者情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 開示請求に係る保有死者情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（規則第9条）
 - (3) 開示請求に係る保有死者情報を実施機関において保有していない場合
 - (4) 開示請求の対象が次の各号のいずれかに該当する場合
 - ア 規則第2条第3項に規定する保有死者情報に該当しない場合
 - イ 規則別表の中欄に掲げる情報に該当しない場合
 - (5) 開示請求書に記載した事項に不備がある場合又は規則第5条第2項に規定する開示請求に係る保有死者情報の開示請求権者であることを示す書類若しくは規則第4条第2項の規定による開示請求に係る代理人であることを示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (6) 規則第5条第3項の規定により、相当の期間を定めて前号本文に規定する不備の補正を開示請求者に求めたにもかかわらず、当該開示請求者がこれに応じなかつた場合
 - (7) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否か

の判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。例えば、実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とするなど開示請求の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

- 3 前2項の判断に当たっては、保有死者情報に該当するかどうかの判断は「第2 保有死者情報該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る保有死者情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、裁量的開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、保有死者情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第6 保有死者情報の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

第2 保有死者情報該当性に関する判断基準

開示請求の対象が規則第2条第3項に規定する保有死者情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- 2 「死者に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限らず、ある死者（外国人を含む。）の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。ただし、当該情報が同時に生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合を除く。
- 3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。
- 4 「実施機関が保有している」とは、当該実施機関が当該死者情報について事実上支配している状態（当該死者情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、死者情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者等が管理するデータベースを利用する場合は含まれない（ただし、行政機関等が死者情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該死者情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合にあっては、これに含まれ得る。）。
- 5 「公文書に記録されているものに限る」とは、保有死者情報が文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有死者情報には該当しない。

また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているもの並びに市の図書館及び文化財展示館において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされて

いるものを除くこととしている。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る保有死者情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 死者に関する情報（規則第6条第1号）についての判断基準

規則第6条第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的なケースに即して慎重に判断するものとする。

2 開示請求者等以外の個人に関する情報（規則第6条第2号）についての判断基準

(1) 開示請求者等以外の個人に関する情報（規則第6条第2号）について

ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれ得る。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、規則第6条第3号の規定により判断する。

イ 「その他の記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。

ウ 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人に関する情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

エ 「開示することにより、なお開示請求者等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するもの又は開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（規則第6条第2号ア）について

ア 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には、条例も含まれる。

イ 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有死者情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に

知らされることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知らされることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通常知らされるべきものと考えられることをいう。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（規則第6条第2号イ）について

ア 開示請求者等以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者等以外の個人の権利利益よりも、開示請求者等を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

イ この規定を適用するに当たっては、開示請求に係る保有死者情報に含まれる第三者に対して、意見書を提出する機会を与えなければならず（規則第12条第2項）、当該意見書の内容並びに開示請求者等以外の個人の権利利益の性質及び内容を考慮し、慎重に判断しなければならない。

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（規則第6条第2号ウ）について

ア 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の応答内容に関する情報などがこれに含まれる。

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、規則第6条第2号アに該当する場合には開示する。

例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（規則第6条第3号）についての判断基準

(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（規則第6条第3号）について

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、規則第6条第3号の対象から除外され

ており、その事務又は事業に係る情報は、同条第5号の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、規則第6条第2号の不開示情報に当たるかどうかも検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上の正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（規則第6条第3号ただし書）について

ア 当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は規則第6条第3号の不開示情報に該当しない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

イ この規定を適用するに当たっては、開示請求に係る保有死者情報に含まれる第三者に対して、意見書を提出する機会を与えなければならず（規則第12条第2項）、当該意見書の内容並びに法人等又は事業を営む個人の事業活動の権利利益の性質及び内容を考慮し、慎重に判断しなければならない。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（規則第6条第3号ア）について

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいう。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用又は法人等若しくは事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(4) 任意に提供された情報（規則第6条第3号イ）について

ア 法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情

報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とする。

イ 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれる。

ウ 「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関の長等が法令に基づく報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

エ 「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

オ 「条件」については、実施機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

カ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

キ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合や、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、規則第6条第3号イには該当しない。

4 審議、検討等に関する情報（規則第6条第4号）についての判断基準

(1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

(2) 「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

(4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護する

のではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

- (5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (6) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- (7) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、規則第6条第4号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して規則第6条第4号に該当するかどうか判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、規則第6条第4号に該当する。

5 事務又は事業に関する情報（規則第6条第5号）についての判断基準

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（規則第6条第5号本文）
- ア 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。
- イ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。
- ウ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。
- (2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」（規則第6条第5号ア）
- ア 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害される

ことなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

イ 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

ウ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれという。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報は、規則第6条第5号アに該当する。

エ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報は、規則第6条第5号アに該当する。

(3) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（規則第6条第5号イ）

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

イ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

ウ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

エ 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開

示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、規則第6条第5号イに該当する。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、規則第6条第5号イに該当する。

一方、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、規則第6条第5号の規定により判断する。

- (4) 「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（規則第6条第5号ウ）

「監査」（主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。）、「検査」（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。）、「取締り」（行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保することをいう。）、「試験」（人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。）及び「租税の賦課若しくは徴収」（国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ることをいう。）に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、規則第6条第5号ウに該当する。

- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（規則第6条第5号エ）

国の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれ、又は交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（規則第6条第5号オ）

国の機関等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示

することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、又は減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(7) 「人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」
(規則第6条第5号カ)

国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に關すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の觀点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に關する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(8) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（規則第6条第5号キ）

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に關連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、規則第6条第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

6 法令秘情報（規則第6条第6号）についての判断基準

(1) 「法令又は他の条例」とは、法律又はこれに基づく政令（これに基づく省令、告示を含む。）及び条例をいう。したがって、国等からの通知及び地方公共団体の規則、要綱その他の内規については、本号を適用しない。

(2) 「公にすることができないとされている情報」とは、開示することができないとすることが法令等に明文をもって規定されている場合はもとより、法令等の趣旨及び目的に照らし開示することができないと認められる次のような場合を含む。なお、ウの場合において、守秘すべき事項が明確になっていないときは、本条各号（第2号を除く。）を勘案して判断するものとする。

ア 明文の規定をもって閲覧等が禁止されている情報

イ 多目的使用が禁止されている情報

ウ 地方税法等の特別法の規定に基づき守秘義務が課せられている情報

エ その他法令等の趣旨及び目的に照らし開示することができないと認められる情報

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有死者情報について、規則第7条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る死者情報に、不開示情報に該当する情報が含

まれている場合をいう。規則第6条では、保有死者情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、規則第7条第1項の規定により、開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

2 「容易に区分して除くことができるとき」

- (1) 当該保有死者情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。
- (2) 「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることをいう。
- (3) 「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

保有死者情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有死者情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された保有死者情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有死者情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、規則の趣旨に沿った裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとめの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないものであれば、不開示義務に反するものではない。

4 開示請求者等以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報が記録されている場合について（規則第7条第2項）

- (1) 開示請求者等以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示

しても開示請求者等以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、規則第6条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、規則第7条第1項の規定により開示することになる。

ただし、規則第7条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

- (2) 開示請求者等以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不適当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

第5 裁量的開示に関する判断基準

開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき（規則第8条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、当該情報を不開示にすることによって保護される権利利益と、これを開示することにより得られる保護される利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められるときをいう。ただし、当該第三者に関する情報が規則第6条第2号イ又は同条第3号ただし書に該当する場合は、本条は適用しない。
- 2 本条を適用するに当たっては、開示請求に係る保有死者情報に含まれる第三者に対して、意見書を提出する機会を与えなければならない（規則第12条第2項）、当該意見書の内容並びに個々の不開示情報の規定による権利利益の性質及び内容を考慮し、慎重に判断しなければならない。

第6 保有死者情報の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、保有死者情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（規則第9条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有死者情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有死者情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、死者以外の者が行った住民基本台帳事務における支援措置の申出に関する情報について、当該申出を行った者以外の開示請求権者から開示請求があつた場合等が考えられる。
- 2 当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に蓮田市行政手続条例第8条の規定に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあつた保有死者情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうか

をできる限り具体的に提示する。

- 3 存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常にその存否を明らかにしないで拒否しなければならない。